

4. 食品産業分野のプラスチックについて

- ① 海外における使用実態
- ② 海外における規制・ルール
- ③ 国内における使用実態
- ④ 条約批准・発効を見据えた国内対応の検討



ドイツにおける容器包装プラスチックの実態

- プラスチックのサプライチェーンに関わる16の団体は、ドイツにおけるプラスチックの使用実態に関する調査結果の中で容器包装プラスチックに関連するデータを示している。
- 欧州のプラスチック関連の業界団体であるPlastics Europeは、年次レポートの中で国別の使用済み容器包装プラスチックの処理方法の割合を示している。
- 上記からは食品分野に限定したデータは確認できないが、容器包装プラスチック全般に関する情報は下記の通り。

ドイツにおける容器包装プラスチックの実態

項目	対象年	内容	出典
使用	2023年	・ 容器包装分野において384万トンのプラスチックが使用された ^{注1)}	[1]
排出	2023年	・ 使用済みの容器包装プラスチックが307万トン排出された ^{注1)}	[1]
廃棄・リサイクル	2023年	・ マテリアルリサイクルによって158万トン、ケミカルリサイクル ^{注2)} によって3万トン、エネルギー回収によって146万トン処理された ・ 混合廃棄物に混入する容器包装プラスチックが0.3万トン埋立処分された	[1]
	2022年	・ 使用済みプラスチックのうち、51%がリサイクルされ、49%がエネルギー回収された	[2]

注1) 同文献において同年の容器包装分野に投入されるプラスチック量と使用済み容器包装プラスチック量が異なる。理由に関する言及は確認されないが、歩留まり等が理由として想定される。

注2) 原文中には原料リサイクル及びケミカルリサイクルと記載されている。

(出典)

[1] Plastics Europe, “Stoffstrombild Kunststoffe in Deutschland 2023”, <https://plasticseurope.org/de/knowledge-hub/stoffstrombild-kunststoffe-in-deutschland-2023/>

[2] Plastics Europe, “The Circular Economy for Plastics – A European Analysis 2024”, <https://plasticseurope.org/knowledge-hub/the-circular-economy-for-plastics-a-european-analysis-2024/>



フランスにおける容器包装プラスチックの実態

- フランス環境連帯移行省のレポートにおいて、容器包装プラスチックに関するデータやそのうち食品産業に関わるデータが示されている。
- フランス政府がエレンマッカーサー財団に報告したThe Global Commitmentに対する2020年12月時点の進捗において、容器包装プラスチックに関連するデータが示されている。
- 欧州のプラスチック関連の業界団体であるPlastics Europeは、年次レポートの中で国別の使用済み容器包装プラスチックの処理方法の割合を示している。

フランスにおける容器包装プラスチックの実態

項目	対象年	内容	出典
使用	—	<ul style="list-style-type: none"> • 毎年220万トンの容器包装プラスチックがフランス市場に投入される • そのうち約50%が家庭への投入である • 生鮮食品用途^{注1)}には31万トン、その他食品用途^{注2)}には52万トンの容器包装プラスチックが市場に投入される 	[1]
排出	2019年	<ul style="list-style-type: none"> • 容器包装プラスチックの廃棄物が239万トン発生した • そのうち115万トンが家庭由来であった 	[2]
廃棄・リサイクル	2019年	<ul style="list-style-type: none"> • 容器包装プラスチックの廃棄物の発生量239万トンのうち、64万トンがリサイクルされた • リサイクルされた64万トンの容器包装プラスチックのうち、家庭由来のものが32万トンであった 	[2]
	2022年	<ul style="list-style-type: none"> • 使用済みプラスチックのうち、23%がリサイクルされ、56%がエネルギー回収され、21%が埋め立てられた 	[3]

注1) 肉、コールドカット、魚、乳製品、調理済み食品、果実、野菜
 注2) 牛乳、水、ソフトドリンク、フルーツジュース、油、酢、調味料、甘い食料品、塩辛い食料品

(出典)
 [1] フランス環境連帯移行省, “Plastic Packaging In France Reduction, Reuse and Recycling Potential By 2025 Summary”, <https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/documents/MTE-Summary-3R-ENG.pdf>
 [2] エレンマッカーサー財団, “The Government of France”, <https://www.ellenmacarthurfoundation.org/global-commitment-2021/signatory-reports/gov/the-government-of-france>
 [3] Plastics Europe, “The Circular Economy for Plastics – A European Analysis 2024”, <https://plasticseurope.org/knowledge-hub/the-circular-economy-for-plastics-a-european-analysis-2024/>

スペインにおける容器包装プラスチックの使用実態

- スペインのエコロジー移行・人口問題省は、廃棄物管理のための国家枠組み計画のパブリックコメントのために発表した文書において、容器包装プラスチックの排出・回収、廃棄・リサイクルに関するデータを示している。
- 欧州のプラスチック関連の業界団体であるPlastics Europeは、年次レポートの中で国別の使用済み容器包装プラスチックの処理方法の割合を示している。
- 上記からは食品分野に限定したデータは確認できないが、容器包装プラスチック全般に関する情報は下記の通り。

スペインにおける容器包装プラスチックの実態

項目	対象年	内容	出典
排出・回収	2020年	<ul style="list-style-type: none">容器包装プラスチックの廃棄物が171万トン発生した(容器包装廃棄物全体では797万トン)回収率は55.5%であった	[1]
廃棄・リサイクル	2020年	<ul style="list-style-type: none">マテリアルリサイクルされた容器包装プラスチックは70万トンであったエネルギー回収された容器包装プラスチックは24万トンであった	[1]
	2022年	<ul style="list-style-type: none">使用済みプラスチックのうち、50%がリサイクルされ、16%がエネルギー回収され、34%が埋め立てられた	[2]

(出典)

[1] エコロジー移行・人口問題省, "VERSIÓN INICIAL DEL PLAN ESTATAL MARCO DE GESTIÓN DE RESIDUOS (PEMAR) 2023-2035", https://www.miteco.gob.es/content/dam/miteco/es/calidad-y-evaluacion-ambiental/participacion-publica/sgecociir/230705%20nuevo%20PEMAR_IP_Revisado.pdf

[2] Plastics Europe, "The Circular Economy for Plastics – A European Analysis 2024", <https://plasticseurope.org/knowledge-hub/the-circular-economy-for-plastics-a-european-analysis-2024/>

4. 食品産業分野のプラスチックについて

- ① 海外における使用実態
- ② 海外における規制・ルール
- ③ 国内における使用実態
- ④ 条約批准・発効を見据えた国内対応の検討



使い捨てプラスチック指令(SUP指令)

- EU使い捨てプラスチック指令(SUP指令)(2019年7月施行、加盟国の国内法整備期限は2021年7月)では、特定の使い捨てプラスチック製品に対して消費削減と販売禁止の規制を課している。具体的な内容は以下のとおり。

規制内容	対象製品	加盟国に求められる措置
消費削減(第4条、附属書パートA)	飲料用カップ※1、食品容器※2	「2026年に2022年比で左記の製品の測定可能な定量的な削減を達成するための措置」を講じなければならない。これらの措置には以下を含むことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国家削減目標の設定 ■ 最終消費者への販売段階でのリユース可能な代替製品の提供 ■ 最終消費者への販売段階での有料提供
販売禁止(第5条、附属書パートB)	綿棒の棒、カトラリー、皿、ストロー、マドラー、風船用スティック、発泡ポリスチレン製の食品容器※2、発泡ポリスチレン製の飲料用容器、発泡ポリスチレン製の飲料用カップ※1、オキシ生分解性プラスチックで製造された製品	左記製品の販売を禁止する。

※1 蓋を含む

※2 その場または持ち帰りですぐに消費され、通常容器から消費され、さらなる調理を必要としない食品を包装するために使われる



(参考) SUP指令ガイドライン

- 欧州委員会が2021年5月31日に公表したSUP指令ガイドラインでは、SUP指令において販売禁止等の措置が課される使い捨てプラスチック製品について、適用／適用外に関して解釈及び具体例を示している。以下に、食品産業分野に関する製品について記載の概要を示す。

<食品容器の基準及び適用事例>

- 空のまま販売され、販売時に食品が充填されない想定の商品容器も規制対象
- 1回分以上の分量を含む食品容器は使い捨てプラスチック製品とはみなされない

食品容器のタイプ	共通基準		製品別基準			SUP指令の対象/対象外
	プラスチック	使い捨て	すぐ消費される	容器に入ったまま消費される	調理なしで消費できる	
1食分の温かい食事を入れたプラスチック製食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
冷たい食事を入れたプラスチック製食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
温かい・冷たい食事を入れるための、プラスチックラミネートされたボール紙製の食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
デザートを入れたプラスチック製食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
野菜や果物を入れたプラスチック製食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
ナッツ、クラッカー等のスナックを入れたプラスチック製食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
ソースやパン用スプレッド(マスタード、ケチャップ、ディップ等)を入れたプラスチック製食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
調理を必要としない野菜や果物を入れたプラスチック製の食品容器	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
調理が必要な冷凍食品を入れたプラスチック製食品容器	Yes	Yes	No	Yes	No	規制対象外
プラスチックラミネートされたボール紙製のアイスクリーム容器で、通常、そこから直接消費するもの	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
魚箱、肉トレイ等のプラスチックに食品を詰めたもので、すぐに食べたり、一般的に容器から食べたり、調理しないで食べられないもの	Yes	Yes	No	No	No	規制対象外
プラスチック製の食品容器で、なかにお湯を注ぐ必要のある乾燥食品が入っているもの(麺類、粉末スープなど)	Yes	Yes	No	Yes	No	規制対象外



(参考) SUP指令ガイドライン

<食品包装の基準及び適用事例>

調理:

煮る、揚げる、焼く、料理する、電子レンジで加熱する、トーストする、加熱する、冷凍するなど。
洗浄、皮むき、カットは外出先でも対応できるため「調理」に含まない

食品包装のタイプ	共通基準		製品別基準		SUP指令の対象/対象外
	プラスチック	使い捨て	柔軟性のある素材	調理なしで包装から直接すぐに消費される	
すぐに食べられる食品(ビスケット、ナッツ、クリスピー、ポップコーン、スイーツ、チョコレートバー、ベーカリー製品、冷凍食品など)が入った包装を1つの単位で販売する場合	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
追加の調理なしですぐに食べられる食品(例:ポテトチップス、スイーツ、チョコレートバー、ベーカリー製品、冷凍食品)が入った包装で、1つまたは複数の単位で販売されるもの(すなわちマルチパック容器に含まれるもの)	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
個包装されておらず、すぐに食べることができる複数回分の食品の入った包装(例:ベーカリー製品、ビスケット、スイーツ、ガム、ポテトチップス)	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
サンドイッチの包装	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
調味料・ソースの包装	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
朝食用の乾燥シリアルの入った包装	Yes	Yes	Yes	No	規制対象外
調理が必要な生鮮・乾燥食品の包装(例:レタス1個、未調理のパスタ、未調理のレンズ豆)	Yes	Yes	Yes	No	規制対象外
すぐに食べるのに追加の調理が不要なカットサラダの入った包装	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象

※食品包装は拡大製造者責任、意識啓発の対象。



(参考) SUP指令ガイドライン

<飲料容器、飲料ボトルの基準及び適用事例>

- 容量が3L以下である飲料容器・ボトルが対象
- 【対象外】プラスチック製のフタを有するガラス・金属製の飲料容器
- 【対象外】特別な医療目的で使用する飲料容器

飲料容器、飲料ボトルのタイプ	共通基準		製品別基準		SUP指令の対象/対象外
	プラスチック	使い捨て	容量	液体容器	
パウチ(完全プラスチック製またはプラスチック層を有するもの、3L以下)	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
プラスチックボトル(3L以下)	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
1回分のミルクやクリームが入ったプラスチック容器(例: コーヒーや紅茶用)	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
紙パック(3L以下)	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
手で分離できる紙製の外箱に入った軟プラスチック製飲料容器(3L以下)	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象
3L以上のプラスチックボトル	Yes	No	No	Yes	規制対象外
再利用可能で詰め替え可能なプラスチック製飲料ボトルで、そのような目的のために設計・販売され、一般的に消費者もそのように捉えて使用するもの	Yes	No	Yes	Yes	規制対象外
脱離可能な成形フタ付きの一体型プラスチック飲料容器	Yes	Yes	Yes	Yes	規制対象

※3L以下の飲料ボトル(キャップ・蓋を含む): 製品改良、分別回収の対象
 3L以下の飲料容器(キャップ・蓋を含む): 製品改良、拡大製造者責任、意識啓発の対象
 発泡ポリスチレン製の飲料容器(キャップ・蓋を含む): 販売禁止



(参考) SUP指令ガイドライン

<飲料カップの基準及び適用事例>

- 飲料カップは容量の基準は設定されていないが、他の飲料容器(3L以内が対象)と一貫したアプローチが適切。
- 飲料カップで、空の状態の販売される飲料カップも対象。

飲料カップのタイプ	共通基準		製品別基準	SUP指令の対象/対象外
	プラスチック	使い捨て	飲料用	
100%プラスチック製の冷たい飲料カップ(フタあり、フタなし)	Yes	Yes	Yes	規制対象
プラスチックラミネートされた紙製の(通常は冷たい)飲料が充填されたカップ(フタ付き、フタなし)	Yes	Yes	Yes	規制対象
小売店や卸売店で販売される、ジュースやアルコール飲料用の100%プラスチック製カップ	Yes	Yes	Yes	規制対象
温かい・冷たい飲料用の100%プラスチック製及びプラスチックラミネートされた紙製の空のカップ(フタあり、フタなし)	Yes	Yes	Yes	規制対象
小売店や卸売店で販売されるプラスチックの裏地やコーティングが施された紙製のカップ	Yes	Yes	Yes	規制対象
小売店や卸売店で販売される、バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックでラミネートされた紙製カップ	Yes	Yes	Yes	規制対象
再充填システムの一部として販売されるリユース可能なプラスチック製カップ	Yes	No	Yes	規制対象外
牛乳や水などを加えないと飲めないインスタント飲料の粉末が入ったプラスチック製カップ	Yes	Yes	Yes	規制対象
水などを加えないと飲めないインスタントスープの粉末が入ったプラスチック製カップ	Yes	Yes	No	規制対象外
小売店で販売される、複数回使うためのリユース可能な飲料用カップで、その目的のために設計・販売されるとともに、一般的に消費者もそのように捉えて使用しているもの	Yes	No	Yes	規制対象外
小売店で販売される、複数回使用のためのリフィル可能なカップ	Yes	No	Yes	規制対象外

※3L以下の飲料ボトル(キャップ・蓋を含む): 製品改良、分別回収の対象、3L以下の飲料容器(キャップ・蓋を含む): 製品改良、拡大製造者責任、意識啓発の対象
 発泡ポリスチレン製の飲料容器(キャップ・蓋を含む): 販売禁止



EU: 容器包装・容器包装廃棄物規則 (PPWR)

- 容器包装・容器包装廃棄物規則 (Packaging and Packaging Waste Regulation: PPWR) 案は、修正を経て、2024年12月に正式に可決され、2025年1月22日に官報へ掲載された (EU規則2025/40)。本規則は2025年2月11日に発効し、その16か月後である2026年8月12日から適用される予定 (個別に適用時期が定められた規則を除く)。

構成

第1章 一般規定		第4章 第6章及び第8章の義務以外の経済事業者の一般義務	
1	主題	15	製造者の義務
2	範囲	16	容器包装または包装材料の供給者の情報義務
3	定義	17	製造者による委任代理人の設定
4	自由な移動	18	輸入者の義務
第2章 持続可能性要件		19	販売者の義務
5	容器包装に含まれる物質に関する要求事項	20	フルフィルメント・サービスの提供者の義務
6	リサイクル可能な容器包装	21	製造者の義務が輸入者や販売者にも適用されるケース
7	プラスチック製容器包装の再生材最低含有率	22	経済事業者の特定
8	プラスチック製容器包装におけるバイオマス原料	23	容器包装廃棄物管理事業者の情報義務
9	堆肥化可能な容器包装	第5章 経済事業者による容器包装およびその廃棄物の削減義務	
10	容器包装の最小化	24	過剰包装に関する義務
11	リユース可能な容器包装	25	特定の包装形態の使用制限
第3章 ラベリング、マーキング及び情報の要件		26	リユース可能な包装に関する義務
12	容器包装のラベリング	27	リユースのためのシステムに関する義務
13	容器包装廃棄物回収用の廃棄物容器のラベリング	28	詰め替えに関する義務
14	環境主張	29	リユース目標
		30	リユース目標の達成度計算に関する規則
		31	リユース目標に関する所轄官庁への報告
		32	テイクアウト産業の詰め替え義務
		33	テイクアウト産業のリユースの提案の義務



EU:容器包装・容器包装廃棄物規則 (PPWR) (続き)

第6章 プラスチック製買物袋	
34	プラスチック製買物袋

第7章 容器包装の適合性	
略	

第8章 容器包装及び容器包装廃棄物の管理	
40	主管当局
41	早期警戒レポート
42	廃棄物管理計画と廃棄物防止プログラム
43	容器包装廃棄物の防止
44	製造事業者の登録
45	拡大生産者責任
46	生産者責任団体
47	拡大生産者責任の履行に関する認可
48	返却・回収システム
49	義務的な回収
50	デポジット制度
51	リユース及び詰め替え
52	リサイクル目標及びリサイクルの推進
53	リサイクル目標の達成度の算定ルール
54	リユースを含めたリサイクル目標達成度の算定ルール
55	容器包装廃棄物の防止と管理に関する情報
56	欧州委員会への報告
57	容器包装データベース

第9章 セーフガード手順	
略	

第10章 グリーン公共調達	
63	グリーン公共調達

第11章 権限委譲と委員会の手続き	
64	委任の行使
65	欧州委員会の手続き

第12章 改正	
略	

第13章 最終規定	
略	



第5条 容器包装に含まれる物質に関する要求事項

■ 容器包装に含まれる物質に関する要求事項(第5条)

懸念物質の使用に関する原則(第1項)

- 上市される容器包装については、廃棄物管理等において発生する環境影響(マイクロプラスチックによる環境影響を含む)を鑑み、容器包装およびその部品に含まれる懸念物質とその濃度が最小限になるよう製造されなければならない。

懸念物質に関する調査の実施およびフォローアップ措置(追加規則等)の検討(第2項)

- 2026年12月31日までに、欧州委員会は欧州化学物質庁の支援のもと、容器包装およびその原料に含まれる懸念物質とその悪影響の大きさに関する調査を実施し、その結果を欧州議会へ報告しなければならない。
- 欧州委員会は調査結果を基に、以下の適切なフォローアップ措置を検討しなければならない。
 - (a) 人の健康や環境に影響を及ぼすもの→新たな規則の制定を検討
 - (b) リユースやリサイクルに悪影響を及ぼすもの→本規則第6条(4)に従い2028年1月1日までに定められるリサイクル基準の委任法において、同物質に関する制限を設けることを検討

PFAS(有機フッ素化合物)に関する基準(第5項)

- 2026年8月12日以降、他のEU法令によって禁止されていない限り、下記の限界値以上の濃度のPFASを含む食品接触包装材料を上市してはならない。
 - (a) ターゲットPFAS分析で測定されたすべてのPFAS: 25ppb(高分子PFASを定量から除外)
 - (b) ターゲットPFAS分析の合計として測定されたPFASの合計: 250ppb(高分子PFASを定量から除外)
 - (c) PFASs*(高分子PFASsを含む): 50ppm
- *PFASs: ペルフルオロアルキル化合物



第6条 リサイクル可能な容器包装

■ リサイクル可能な容器包装 (第6条)

容器包装のリサイクル可能性に関する要件、要件を満たさない場合の上市の禁止 (第1項、第2項)

- 上市されるすべての容器包装はリサイクル可能でなければならない。具体的には、以下の要件を満たす必要がある。
 - (a) マテリアルリサイクル (material recycling) ^(注1) 用に設計されている。具体的には、リサイクルにより得られる二次原材料が、一次原材料の代替品として使用して問題ない質を有している。この質に関する規定は、2028年1月1日までに制定する委任法に定める (詳細は第4項)。
 - (b) 廃棄される場合には分別回収され、他の廃棄物のリサイクルを阻害しない形で、大規模なリサイクル ^(注2) を行うことが可能である。具体的には、2030年1月1日までに制定する容器包装のリサイクル可能規模の評価方法と大規模なリサイクルのための管理メカニズムに関する実施法令 (詳細は5項) を順守する必要がある。
- 上記要件(a)、(b)が適用される時期は以下のとおり。
 - (a) 2030年1月1日もしくは第4項に定める委任法の発効から24カ月後のうち、いずれか遅い日付
 - (b) 2035年1月1日もしくは第5項に定める実施法令の発効から5年後のうち、いずれか遅い日付

リサイクル可能性に関する等級、低等級品の上市の禁止 (第3項)

- 製造事業者は、以下の規則に基づいて容器包装のリサイクル可能性を評価し、等級A～Cで示さなければならない。
 - リサイクル基準に関する委任法 (2028年1月1日までに制定、詳細は第4項)
 - 容器包装のリサイクル可能規模の評価方法と大規模なリサイクルのための管理メカニズムに関する実施法令 (2030年1月1日までに制定、詳細は第5項)
- 2030年1月1日 (もしくは第4項に定める委任法の発効から24カ月後のうちいずれか遅い日付) 以降、等級A～Cに該当しない容器包装を上市してはならない。また、2038年1月1日以降、等級A・B以外の容器包装を上市してはならない。

(注1)「マテリアルリサイクル (material recycling)」は、再生材の使用目的を問わず、廃棄物のリサイクル全般を指す。ただし、廃棄物の生物学的処理や、有機物の再処理、エネルギー回収、燃料利用、埋め戻しを除く (第3条40項)。

(注2)「容器包装の大規模なリサイクル」は、EUレベルにおいて、木材では30%以上、その他の材料 (プラスチック等) では55%以上のリサイクル材料の年間量が確保されるものを指す (第3条39項)。

(出典) European Parliament, “Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>



EU: 容器包装・容器包装廃棄物規則 (PPWR)

第6条 リサイクル可能な容器包装

■ リサイクル可能な容器包装 (第6条) ※続き

容器包装のリサイクル基準に関する委任法 (第4項) の制定

- 欧州委員会は2028年1月1日までに、以下に関する委任法を採択しなければならない。
 - リサイクル可能性 (デザインのリサイクル適合性) の等級及び評価基準
 - リサイクル性能の評価方法及びリサイクル性能等級における結果の表現方法
 - 容器包装カテゴリーごとのリサイクル性能等級を満たすための条件の説明
 - リサイクル性能等級に基づく、EPR義務に従った製造者による財政拠出金の調整に関する枠組み
- 上記の判断基準等は、全ての包装部品を対象都市、リサイクルのための分別回収や分解、再生材の品質確保等の実現に繋がる内容とする。また、その他の経済・環境パフォーマンス (必要エネルギー量等) への考慮、必要に応じ懸念物質の特定、懸念物質への制限等を行う。

大規模なリサイクル^(注)の実施に関する実施法令 (第5項) の制定

- 欧州委員会は2030年1月1日までに、以下に関する実施法令を採択しなければならない。
 - 包装材料カテゴリーごとの再生利用規模の評価方法
 - 包装材料のリサイクルが大規模なものであることを保証するChain of custody (加工流通過程の管理) のシステム

(注)「容器包装の大規模なリサイクル」は、EUレベルにおいて、木材では30%以上、その他の材料 (プラスチック等) では55%以上のリサイクル材料の年間量が確保されるものを指す (第3条39項)。
(出典) European Parliament, “Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>



EU: 容器包装・容器包装廃棄物規則 (PPWR)

第6条 リサイクル可能な容器包装

■ リサイクル可能な容器包装 (第6条) ※続き

リサイクル可能性に関する等級および上市の制限等 (付属書 II 表3)

リサイクル性能等級	2030年	2035年		2038年	
	リサイクル可能設計※	リサイクル可能設計※	大規模リサイクル可能性	リサイクル可能設計※	大規模リサイクル可能性
等級A	95%以上	95%以上	等級A RaS	95%以上	等級A RaS
等級B	80%以上	80%以上	等級B RaS	80%以上	等級B RaS
等級C	70%以上	70%以上	等級C RaS	70%以上	等級C RaS
技術的にリサイクル不可	70%未満	70%未満	基準値以下 (プラスチック製容器包装は55%)	70%未満	基準値以下 (プラスチック製容器包装は55%)

※単位当たりのリサイクル可能性、重量ベース

グレー: 上市禁止

(注)「容器包装の大規模なリサイクル」は、EUレベルにおいて、木材では30%以上、その他の材料(プラスチック等)では55%以上のリサイクル材料の年間量が確保されるものを指す(第3条39項)。
 (出典) European Parliament, "Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>



第6条 リサイクル可能な容器包装

■ リサイクル可能な容器包装 (第6条) ※続き

適用除外 (第10項、第11項)

- 2030年1月1日以降、第2項および第3項が示すリサイクル性の基準を満たさない場合であっても、所轄官庁が認める革新的な容器包装については、市場に初めて投入された暦年の末日から最大5年間市場に投入することができる。欧州委員会は、適切な場合、当該容器包装について、第4項に基づく委任法を更新または新規に採択する。
- 第6条の規定は、以下については適用されない。
 - 医薬品や獣医用医薬品に触れる用途 (品質保持に必要な場合、外装も含む)、医療機器等に触れる用途、対外診断用医療機器と触れる用途、乳児用調製粉乳、フォローアップミルク、加工穀物食品やベビーフード、特別な医療目的の食品に触れる用途、危険物の輸送用途、軽量の木材・コルク・繊維・ゴム・セラミック・磁器・ワックスで作られた梱包材 (EPR義務による財政拠出金は適用される)



第7条 プラスチック製容器包装における最低再生材含有率

■ プラスチック製容器包装における最低再生材含有率 (第7条)

最低再生材含有率の規定 (第1～3項)

- 市場に投入される容器包装は、製造工場及び製造年ごとの平均値として、最低でも下表に示す割合で消費者使用後のプラスチック廃棄物由来の再生材^(注)を含まなければならない(第1項、第2項)。
 - 本条において、再生材とは、(a)本規則もしくは使い捨てプラスチック(SUP)指令、廃棄物枠組み指令に従ってEU域内で収集されたもの、又は、それらと同等の高品質なリサイクルを促進するための分別収集基準に従って第三国で収集されたもので、(b)産業公害抑制指令が適用されるEU域内のリサイクル施設又は同等の規制が適用された第三国の施設でリサイクルされたものを指す(3項)。

対象	2030年1月1日又は再生材含有率の算定方法に関する実施法令の発効日 ^(注) から3年後のいずれか遅い日	2040年1月1日以降
使い捨て飲料用ボトルを除く、PETを主成分とする接触用途の容器包装	30%	50%
PET以外のプラスチックから製造された接触用途の容器包装(飲料ボトルを除く)	10%	25%
使い捨てプラスチック製飲料ボトル	30%	65%
上記以外のプラスチック製容器包装	35%	65%

(注)同実施法令については本条8項において詳述。

(出典) European Parliament, "Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>



第7条 プラスチック製容器包装における最低再生材含有率

■ プラスチック製容器包装における最低再生材含有率 (第7条) ※続き

適用除外 (第4項、第5項、第12項)

- 以下の製品等については、第1～3項に示す含有率の要件の適用対象から除外される。
 - 医薬品に直接接触する包装
 - 医療機器、研究用専用機器、治験機器向けの接触に注意が必要な包装
 - 体外診断用医療機器向けの接触に注意が必要な包装
 - 医薬品の品質保持のため特定要件への適合に必要な外部包装
 - 乳幼児用食品、特別な医療目的の食品、一般に乳幼児向けに使用される飲料・食品向けの接触に注意が必要な包装
 - 危険物の輸送に使用される包装
 - **堆肥化が可能な包装**
 - 医薬品と動物用医薬品の製造向けの供給品、部品、直接包装用部品の包装で、医薬品の品質基準に適合する必要がある包装
 - 食品と接触する包装で、リサイクル材の量が人の健康に脅威を与える場合
 - 包装全体のうちプラスチック部分が重量で5%未満の場合
- 2028年1月1日までに、プラスチック包装のリサイクル材最低含有率目標の新たな適用除外、および適用除外の包装の見直しの必要性を評価する。これに基づいて、必要であれば委任立法を採択する。

再生材含有率に応じた生産者責任義務の調整 (第7項)

- 拡大生産者責任義務の遵守にあたって生産者が支払う拠出金は、包装材に使用される再生資源の割合に応じて調整可能。その場合、リサイクル技術の持続可能性基準と、リサイクル含有量の目的に対する環境コストを考慮しなければならない。

(出典) 日本貿易振興機構 (JETRO) 「EU循環型経済関連法の最新概要 エコデザイン規則、修理する権利指令、包装・包装廃棄物規則案」(2024年11月) P.33

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e2a3dada17af22e3/20240023_01.pdf

European Parliament, “Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>

第7条 プラスチック製容器包装における最低再生材含有率

■ プラスチック製容器包装における最低再生材含有率(第7条) ※続き

再生材含有率の算定方法と検証に関する施行規則の制定(第8～11項)

- 欧州域内でリサイクルおよび回収されたポストコンシューマーのプラスチック廃棄物については、2026年12月31日までに、欧州委員会が再生材の割合の検証の方法、技術文書の書式(附属書VII)を定める施行規則^(注)を採択する(8項)。
 - 施行規則の一部として、第3項の再生材含有率の基準および第9項に記載の委任法の順守状況を確認するため、再生材の製造事業者に対する第三者監査を義務付けることが可能。
 - 第1項に基づく再生材含有率の割合の計算は、2029年1月1日もしくは上記の施行規則の発効から24カ月のいずれか遅い日までに、同施行規則に従って定められた方法を採用しなければならない。
- 欧州域外でリサイクルまたは回収された分についても、同等のルールにより取り扱われていることを評価、検証、証明するための方法(第三者監査等)を定めた施行規則を、2026年12月31日までに採択する(9項)。

達成状況の監視、制度の見直し等(第13～14項)

- 最低再生材含有率要件の見直し(第13項)
 - 特定の再生プラスチックが入手困難であるか、価格が高すぎるために、最低再生材含有率の要件を満たすことが難しい場合は、欧州委員会は第1項の最低再生材含有率要件を修正するための委任法を採択する権限を有する。
 - 欧州委員会は、人間又は動物の健康、食料供給の安全保障又は環境に重大な悪影響がある例外的な場合にのみ、当該委任法を採択するものとする。

(注)同施行規則の運用にあたっては、リサイクル技術の経済効果や環境影響(エネルギー使用量、温室効果ガス排出量)も考慮する。そのため、2026年12月31日までに、リサイクル技術の経済的・環境的性能の評価に基づき、プラスチックのリサイクル技術の持続可能性基準について、本規則を補足する委任法を採択する(9項)。

(出典) 日本貿易振興機構(JETRO)「EU循環型経済関連法の最新概要 エコデザイン規則、修理する権利指令、包装・包装廃棄物規則案」(2024年11月) P.33

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e2a3dada17af22e3/20240023_01.pdf

European Parliament, "Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>

第7条 プラスチック製容器包装における最低再生材含有率

■ プラスチック製容器包装における最低再生材含有率 (第7条) ※続き

達成状況の監視、制度の見直し等 (第13～14項)

- 最低再生材含有率要件の達成状況の監視 (第14項)
 - 欧州委員会は、2032年2月12日までに、リサイクル技術の進展と事業者及び加盟国の実践的経験を踏まえて2030年の最低再生材含有率要件を見直し、2040年の目標達成の実現可能性を評価する報告書を提出しなければならない。また、最低再生材含有率要件の適用除外や、新たな最低再生材含有率要件の設定の必要性又は妥当性を評価する報告書を提出しなければならない。当該報告書には、適切な場合、本条、特に2040年の最低再生材含有率要件を改正する立法提案を添付するものとする。

プラスチック製容器包装以外への最低再生材含有率要件の設定 (第15項)

- 欧州委員会は、2032年2月12日までに、プラスチック製以外の容器包装における再生材の使用状況を検討し、その他の素材において再生材の使用を増やすための措置を確立又は目標設定することの妥当性を評価し、必要に応じて立法提案を行わなければならない。

第8条 プラスチック製容器包装におけるバイオマス原料

■ プラスチック製容器包装におけるバイオマス原料(第8条)

バイオマス原料の持続可能性要件等に関する検討(第1、2項)

- 欧州委員会は、2028年2月12日までに、再生可能エネルギー指令((EU)2018/2001)の第29条に定められた持続可能性基準を考慮して、バイオマスプラスチック製容器包装の技術開発状況及び環境性能を見直さなければならない。
- 欧州委員会は、上記の検討に基づき、適切な場合は、以下の立法案を提示しなければならない。
 - プラスチック製容器包装におけるバイオマス原料の持続可能性要件を定める。
 - プラスチック製容器包装にバイオマス原料の使用を増やすための目標を設定する。
 - 食品に接触する再生プラスチックに関する規則((EU)2022/1616)で規定される要件に準拠する食品接触包装用のリサイクル技術が利用できない場合、消費者使用後プラスチック廃棄物由来再生材のかわりにバイオマスプラスチックを使用することで、本規則案における最低再生材含有率要件を達成する機会を設ける。
 - 適切な場合には、第3条49項のバイオマスプラスチックの定義(生分解性か非生分解性かを問わず、バイオマス原料、有機性廃棄物、副産物等の生物資源から製造されたプラスチック)を修正する。



■ 堆肥化可能な容器包装 (第9条)

堆肥化を実施してよい容器包装の用途の制限、追加の提案 (第1～5項)

- 2028年2月12日までに、(a)市場に流通する紅茶、コーヒー又はその他の飲料を包み、製品とともに使用・廃棄されることを意図した、水を透過させることができる柔らかい使い捨て飲料バッグ及び(b)青果物に貼付される粘着ラベルは、工業環境で行われる堆肥化に関する基準に適合しなければならず、加盟国が要求する場合には家庭での堆肥化基準に適合しなければならない(第1項)。
- EU加盟国が廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)に基づき生分解性及び堆肥化可能廃棄物を有機廃棄物とともに回収することを認めており、かつ適切な廃棄物回収スキーム及び廃棄物処理インフラが利用可能な場合、EU加盟国は以下の包装が堆肥化可能であるなら、国内における上市を認めるよう要求することができる。(第2項)
 - 機械での使用を意図した紅茶、コーヒー又はその他の飲料カプセル(金属が原料のものを除く)及び、超軽量プラスチック製袋及び軽量プラスチック製袋
 - 上記以外の容器包装で、EU加盟国が本規則の適用より前に既に堆肥化可能であることを要求しているもの
- 2028年2月12日までに、第1項・第2項以外の容器包装^(注1)は、第6条に示すリサイクル可能性基準に則って、他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を及ぼすことなく、マテリアルリサイクル^(注2)可能な状態にしなければならない。(第3項)
 - (注1) 生分解性プラスチックポリマー及びその他の生分解性素材で作られたものを含む。
 - (注2) 「マテリアルリサイクル」は、再生材の使用目的を問わず、廃棄物のリサイクル全般を指す。ただし、廃棄物の生物学的処理や、有機物の再処理、エネルギー回収、燃料利用、埋め戻しを除く(第3条40項)。
- 欧州委員会は、堆肥化可能な包装の廃止に影響を与える技術的及び規制的発展等の状況を踏まえ、正当かつ適切ないと判断される場合には、上記以外の包装を第1項もしくは第2項に含めるべきかどうかを分析し、適切な場合には、立法案を提示することができる。



■ 堆肥化可能な容器包装 (第9条) ※続き

堆肥化可能な容器包装に関する規格の作成の要請 (第6項)

- 欧州委員会は、2026年2月12日までに、欧州標準化委員会に対し、堆肥化可能な容器包装に関する要求事項について、詳細な技術仕様を定めた整合規格を作成又は更新するよう求めなければならない。その際、欧州委員会は、最新の科学技術の発展に合わせて、家庭での堆肥化や嫌気性消化プロセスを含むバイオ廃棄物処理施設における実際の条件を反映した、保持時間、温度、攪拌などのパラメータを考慮するよう要請するものとする。欧州委員会は、これらの基準に、指定されたパラメータ下で生物学的分解を受ける堆肥化可能な容器包装が、最終的に二酸化炭素、又は酸素がない場合はメタン、無機塩、バイオマス、水に変換されることの検証を含めるよう要請しなければならない。
- また、欧州委員会は、本規則の発効日から12ヶ月後までに、欧州標準化委員会に対し、家庭での堆肥化可能性に関する要求事項についても、詳細な技術仕様を定めた整合規格を作成又は更新するよう求めなければならない



第3章 ラベリング、マーキング及び情報の要件

容器包装のラベリング (Article 12)	<ul style="list-style-type: none">■ 消費者による適切な分別を補助するため、2028年8月12日以降(もしくは第6条、第7条で規定する施行規則の発効から24カ月後)により、上市される容器包装に対し、同容器に使用されている素材の構成を明らかにする統一的なデザインのラベルを付与することを義務付ける。堆肥化可能な素材で作られた容器包装については、家庭で堆肥化したり、単に自然環境においても堆肥化されるものではない旨を記載する。■ リユース可能な容器包装についても、2029年2月12日以降(もしくは第6条、第7条で規定する施行規則の発効から30カ月後)に、リユース可能であることを示すラベルの付与を義務付ける。
容器包装廃棄物回収用の廃棄物容器のラベリング (Article 13)	<ul style="list-style-type: none">■ 2028年8月12日以降(もしくは下記の施行規則の発効の30か月後)に、各国は容器包装の分別回収を促進するため、回収容器に明確で統一的なラベリングを実施する(デポジット制度の運用に関わる回収容器を除く)。■ 2026年8月12日までに、上記のラベリングの規格を定める施行規則を定める。
環境主張 (Article 14)	<ul style="list-style-type: none">■ 本規則に定める最低限の要件を満たしている場合等に限り、上市されている容器包装の環境面に関する主張を行うことができる。■ 具体的には、本規則の附属書Ⅶに規定する技術文書を用いて、同容器が本規則が定める諸基準に適合していることを証明する必要がある。同文書は国家当局が10年間保管する。



第5章 経済事業者による容器包装およびその廃棄物の削減義務

過剰包装に関する義務 (Article 24)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年1月1日又は本規則の発効後36ヶ月までに、不要な梱包を減らすため、電子商取引の梱包では空きスペース率の最大値を 50% に設定。欧州委員会は、2028年2月12日までに採択する本規則の施行規則において、上記の空きスペース率の計算方法を規定。
特定の包装形態の使用制限 (Article 25)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2030年1月1日より、経済事業者による以下の特定の使い捨てプラスチック製容器包装の上市を禁止する(対象製品・用途などは本規則の附属書Vに記載)。 <ul style="list-style-type: none"> ● ボトルや缶をまとめて販売するためのプラスチック製容器包装 (single-use plastic grouped packaging) ● 未加工の新鮮な果物や野菜の使い捨て容器包装 ● 食品サービス業界 (HORECA sector) で充填され消費される食品や飲料の容器包装 ● 食品サービス業界の調味料・ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料用の使い捨てプラスチック容器包装 (持ち帰り用の調理済み食品と一緒に提供されるもの、個別ケアの医療要件がある施設で安全と衛生を確保するために必要なものは除く) ● 個人の予約を対象とした宿泊施設での使い捨てプラスチック容器包装 ● 超軽量プラスチック製キャリアバッグ ■ 欧州委員会は加盟国および欧州食品安全機関と連携し、対象となる包装形態の例や制限の適用除外等を含むガイドラインを公表しなければならない。
リユース可能な包装に関する義務 (Article 26)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加盟国内で初めてリユース可能な包装を利用できるようにする経済事業者は、その加盟国において、回収を確実にするためのインセンティブを含む、当該放送のリユースのための制度が整備されていることを確実にしなければならない。
詰め替えに関する義務 (Article 28)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 詰め替え用の製品を販売する経済事業者は、以下(a)~(c)について消費者に通知しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● (a) 詰め替え製品を購入する際に使用可能な容器の種類 ● (b) 詰め替えに際しての衛生基準 ● (c) 詰め替え製品を購入することによる健康や安全に対する影響に対する消費者自身の責任 ■ 消費者が上記のルールに準拠しない場合、経済事業者は詰め替えを断ることができる。



その他の主要な規定

第5章 経済事業者による容器包装およびその廃棄物の削減義務

リユース目標
(Article 29)

- 容器包装を使用する経済事業者は、下表のとおり、容器包装のリユースの義務を負う。ただし、一部の容器包装(段ボール、腐敗しやすい飲料の容器等)や一部の経済事業者(販売面積が100㎡以下の最終販売事業者等)は、同義務の適用から除外される。

対象	2030年1月1日以降 (義務)	2040年1月1日以降 (努力義務)
輸送用梱包材または販売用梱包材 電子商取引を含めた EU 域内での輸送に、パレット、プラスチック製の折りたたみ式箱、箱、トレー、プラスチック製クレート、中間バルクコンテナ (IBC)、ペール缶、ドラム缶、あらゆるサイズ・材料のふた付き容器 (キャニスター) の各形態で、輸送用または販売用に包装を使う経済事業者	40%	70%
製品をまとめて在庫管理または流通させるための箱型容器包装 販売用包装以外で、在庫保管用や販売用単位にまとめるために、製品をグループ化する箱型の包装(段ボール箱を除く)を使う経済事業者	10%	25%
アルコール飲料およびノンアルコール飲料の容器包装 アルコール飲料・非アルコール飲料を消費者に販売する最終販売事業者	10%	40%

(出典) 日本貿易振興機構 (JETRO) 「EU 循環型経済関連法の最新概要 エコデザイン規則、修理する権利指令、包装・包装廃棄物規則案」(2024年11月) P.37
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e2a3dada17af22e3/20240023_01.pdf

European Parliament, "Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance) <http://data.europa.eu/eli/reg/2025/40/oj>



第8章 容器包装及び容器包装廃棄物の管理

<p>容器包装廃棄物の防止 (Article 43)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ EU加盟国は、一人当たり容器包装廃棄物発生量を、2018年比で最低でも以下のとおり削減しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 2030年までに5%削減 ● 2035年までに10%削減 ● 2040年までに15%削減 ■ 上記の削減にあたり、EU加盟国はプラスチック容器包装の廃棄物発生量を削減する努力義務を有する。 ■ 2032年2月12日までに、欧州委員会は上記の目標のレビューを行い、その結果を欧州議会および欧州理事会に報告する。また、必要に応じ、法令の提案を行う。
<p>生産者登録 (Article 44) 拡大生産者責任 (Article 45) 生産者責任団体 (Article 46) 拡大生産者責任の履行 に関する認可 (Article 47)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産者は、各EU加盟国で初めて容器包装や包装された製品を上市する際に、生産者登録簿に登録する義務を負う。これらの生産者は、欧州廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)および本節(第44~47条)によって設立されたスキームの下で、加盟国で上市される包装について拡大生産者責任を持つ。 ■ 生産者は、生産者責任組織に対して、拡大生産者責任の義務を遂行するよう委任することができる。 ■ 生産者が支払う負担金は、以下の用途において使用される。 <ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の分別回収、輸送、処理、その他拡大製造者責任に関連すると考えられる定量的または定性的な目標を達成するために必要な費用(廃棄物枠組み指令の第8a条4項(a)) ● 廃棄物所有者に対して回収及び再利用等に関する情報を提供する費用(廃棄物枠組み指令の第8a条4項(a)) ● 対象製品の流通、回収及び処理に関するデータの収集、報告の費用(廃棄物枠組み指令の第8a条4項(a)) ● 容器包装廃棄物を回収するための容器にラベルを貼る費用(PPWR案で新たに追加された用途) ● 収集された混合都市廃棄物の組成調査を実施する費用(PPWR案で新たに追加された用途)



第8章 容器包装及び容器包装廃棄物の管理

義務的な回収
(Article 49)

- EU加盟国は、第52条のリサイクル目標ならびに第7条の再生材の最低含有率目標を達成するため、2029年までに第52条の各材料(下記)を義務的に回収するための目標を設ける。

デポジット制度
(Article 50)

- EU加盟国は、2029年1月1日までに以下の容器の分別回収率を最低でも90%とするために必要な方策を取る義務を負う。同義務の達成のため、各国はデポジット返却システムを導入するために必要な方策を行う。
 - プラスチック製の使い捨てボトル(3L以下)
 - 金属製の使い捨て容器(3L以下)
- ただし、食品サービス業界の事業者において発生する一部の容器包装については、デポジット制度の対象にすることができる(例:店舗で開封される容器等)。

リサイクル目標及びリサイクルの推進
(Article 52)

- 加盟国は、自国の領土全体を対象とする以下のリサイクル目標を達成するために必要な措置を講じるものとする。ただし一定の条件に当てはまる条件を満たす場合、最大5年まで達成日を延期することができる。

対象	2025年12月31日まで	2030年12月31日まで
発生する全ての容器包装廃棄物	65%	70%
プラスチック	50%	55%
木材	25%	30%
鉄系金属	70%	80%
アルミニウム	50%	60%
ガラス	70%	75%
紙及び段ボール	75%	85%



第8章 容器包装及び容器包装廃棄物の管理

リサイクル目標の達成度の算定ルール (Article 53)

- リサイクル目標の達成度の算出に必要な数値は、以下のルール(一部抜粋)に従って特定する。
 - 容器包装廃棄物の量: ある暦年に当該加盟国で市販された容器包装の量もしくは同年に発生した容器包装の廃棄物の量により把握する。
 - リサイクルされた容器包装廃棄物の量: 上記の暦年において、一度廃棄されたものの、分別やリサイクル不可能な部分を取り除く処理が適切に行われ、実際にリサイクルが実施されるプロセスを終えたものの量を把握する。
 - 複合包装は、原則として材料ごとにリサイクル実施率を計算し、報告を行う。
 - 域外に輸出された容器包装廃棄物は、同廃棄物の処理が関連する域内環境法の要件と同等の条件で行われたこと等を証明する証拠を提出された場合に限り、同廃棄物が収集された加盟国においてリサイクルされたものとみなされる。
- 加盟国は、上記の数値を確実に把握するため、容器包装廃棄物の品質管理やトレーサビリティの効果的なシステムを確立する義務を負う。



米国IPC報告書「プラスチック汚染に対する連邦政府の取組：進捗、原則、優先事項」

- 2024年7月19日、米国プラスチック汚染と循環経済に関する省庁間政策委員会（以下、IPC）は、プラスチック汚染対策における省庁間連携等を推進するため、連邦レベルの関連政策を取りまとめた報告書「プラスチック汚染に対する連邦政府の取組：進捗、原則、優先事項」を公開した^[1]。
- ホワイトハウスは、同報告書を「生産、加工、使用、廃棄におけるプラスチック汚染を対象とした、初の包括的で政府全体の戦略」としている^[2]。

米国プラスチック汚染と循環経済に関する省庁間政策委員会（IPC）とは

プラスチック汚染対策を目的に2023年4月にバイデン-ハリス政権下で設立された委員会であり、ホワイトハウスの環境諮問委員会（CEQ）と気候政策局（CPO）が共同議長を務め、商務省、運輸省、エネルギー省などの省庁が参加している。

本報告書のポイント

- 連邦政府によるライフサイクル全体を通じたプラスチック汚染の影響に対処する包括的なアプローチや、プラスチック汚染の範囲・規模・複雑さゆえにあらゆるレベルの政府機関による協調した行動が必要だとしている
- その上で、「連邦政府は初めて、プラスチック汚染の危機の深刻さと、効果的な対処が求められる行動規模の大きさを公式に認識する」と強調。
- 政策の方向性は、プラスチックのライフサイクルを以下の5段階に分けて整理（次ページ以降にリスト掲載）。
 - ① プラスチック生産における汚染の分析および軽減
 - ② マテリアルデザインおよび製品のデザイン
 - ③ プラスチック廃棄物の発生量の削減
 - ④ 環境に配慮した廃棄物管理の向上
 - ⑤ プラスチック汚染の回収と除去



（出典）
 [1] 米国IPC “Mobilizing Federal Action on Plastic Pollution: Progress, Principles, and Priorities” (2024年7月19日)

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2024/07/Mobilizing-Federal-Action-on-Plastic-Pollution-Progress-Principles-and-Priorities-July-2024.pdf>

[2] (出典) Whitehouse “FACT SHEET: Biden-Harris Administration Releases New Strategy to Tackle Plastic Pollution, Takes Action to Reduce Single-Use Plastics in Federal Operations”
<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2024/07/19/fact-sheet-biden-harris-administration-releases-new-strategy-to-tackle-plastic-pollution-takes-action-to-reduce-single-use-plastics-in-federal-operations/>



ライフサイクルの各段階における政策の方向性、および各段階に対応する連邦レベルの政策カテゴリ

ライフサイクルの各段階における政策の方向性	連邦レベルの政策カテゴリ(要旨)
<p>①プラスチック生産における汚染の分析および軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1.1 関連規則に紐づく規則、ガイダンス、ラベリングおよび関連施策の最新状況の把握 1.2 規制の設計等におけるプラスチック汚染への影響への配慮 1.3 一次プラスチックポリマー、化学物質等に関する研究の優先および評価 1.4 米国が製造・リサイクル・輸入・輸出するプラスチックポリマー、原料の量や用途などに関するデータの収集 1.5 プラスチック汚染とその公衆衛生および環境への影響の測定 1.6 プラスチック生産による環境汚染を軽減するための、州レベルや業界主導の取組の奨励 1.7 プラスチックの輸送や包装を実施する事業者からのプラスチック等の流出を防ぐ方法の研究 1.8 生活中的プラスチックへの暴露による人体への影響の研究(連邦政府による研究実施を検討) 1.9 プラスチック汚染の影響や利用可能な科学的知見に関する情報共有のための協議会の設立
<p>②マテリアルデザインおよび製品のデザイン</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2.1 使用を終えた(end-of-life)素材に関する開発支援、これらの素材の商業レベルのリサイクル可能性の評価 2.2 プラスチック製品や容器包装における、再生材やバイオ由来の原料(bio-based content)の最低限の使用率に関する検討及び決定、新たなプラスチックの使用量を減らすための方法の検討 2.3 州、地方自治体などに対し、持続可能な化学の観点も踏まえ、循環型のマテリアルデザインや処理方法を導入するための技術的支援の実施 2.4 国内外において、製品デザインやリサイクルに関する諸国際基準(ISO等)の準拠を奨励 2.5 使い捨てプラスチック等の代用品となりうる素材等に関する、ライフサイクル全体を対象とした諸分析の促進 2.6 プラスチック添加物等に関する潜在的な環境や人体への影響の評価および公開 2.7 デザインや素材管理におけるイノベーションの促進 2.8 プラスチック廃棄物のリユースの安全性に関する試験方法や基準等の開発

(次頁に続く)



米国IPC報告書「プラスチック汚染に対する連邦政府の取組：進捗、原則、優先事項」

(続き)

ライフサイクルの各段階における政策の方向性	連邦レベルの政策カテゴリ(要旨)
<p>③プラスチック廃棄物の発生量の削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 3.1 連邦政府の活動により使用されるプラスチック量のデータの検証 3.2 連邦政府による調達における、プラスチック製のものに代替可能な製品やサービスの特定 3.3 リユース、再充填(refill)、修理等に関する連邦政府によるベストプラクティスの検証 3.4 不要なプラスチック製品の使用・購入の削減に向けた優先順位や戦略の開発 3.5 連邦政府の調達に関する政策の更改の検討 3.6 米国民に対する連邦政府全体での啓発キャンペーンの実施 3.7 小規模事業者のイノベーションに対する補助金を提供する連邦機関に対し、使い捨てプラスチックやプラスチック廃棄物量の削減をプロポーザルの対象分野とすることを奨励 3.8 産業センサスにおけるリサイクル・サプライチェーンのより詳細な産業分類を開発 3.9 再利用、再充填、修理を促進するための革新的な対策、研究、プログラムを支援
<p>④環境に配慮した廃棄物管理の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4.1 各省庁から発生するプラスチック廃棄量に関するデータ把握のための各種事業者との連携 4.2 連邦が運営施設におけるプラスチックのリサイクル等を推進するための、従業員への情報提供 4.3 国家レベルのEPRイニシアティブの開発 4.4 プラスチック廃棄物の回収、リサイクル、処理のための技術やインフラの導入や投資の支援 4.5 使用を終えた(end-of-life)プラスチック製品の処理方法に関する環境および健康影響に関する分析の提供 4.6 廃棄物処理施設等の近隣における環境、職業、健康に対する影響の監視システムの開発 4.7 プラスチックが環境に流出し残存する道筋の特定と計測 4.8 マイクロプラスチック等の除去や環境への流出を防ぐための、下水処理施設の効率性の向上 4.9 米国によるプラスチック廃棄物が汚染に繋がらないようにするための方法の検討、国際的な調整 4.10 バーゼル条約への批准を示す方法の検討 4.11 プラスチックの責任ある取引や、プラスチック廃棄物の収集・リサイクル・処分のための技術の促進 4.12 海洋へのプラスチック流出量の軽減のためのプログラム等の支援 4.13 米国内の漁港等において、(使用を終えたものを含む)漁具等が海に流出することを防ぐための、利用可能な(affordable)処理方法の検討

(出典)米国IPC "Mobilizing Federal Action on Plastic Pollution: Progress, Principles, and Priorities" (2024年7月19日)

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2024/07/Mobilizing-Federal-Action-on-Plastic-Pollution-Progress-Principles-and-Priorities-July-2024.pdf>



(続き)

ライフサイクルの各段階における政策の方向性	連邦レベルの政策カテゴリ(要旨)
⑤プラスチック汚染の回収と除去	<ul style="list-style-type: none"> 5.1 米国外の水路および海に流出する固形廃棄物のより正確な把握のためのモデリングの使用の促進 5.2 マイクロ／ナノプラスチックの回収や計量等に関する統一された方法の開発 5.3 環境に流出したプラスチックの回収、清掃、責任ある処理等の支援 5.4 プラスチック海洋ゴミの除去や適切処理の支援 5.5 海洋ごみの環境や人体に対する影響などを削減するための各種の取組 5.6 ごみの回収に関するベストプラクティス等の共有



ホワイトハウス「連邦政府のプラスチック汚染対策に関するファクトシート」

- 2024年7月19日、米国プラスチック汚染と循環経済に関する省庁間政策委員会 (IPC) からの報告書発表に合わせ、ホワイトハウスは「連邦政府のプラスチック汚染対策に関するファクトシート」を発表した。概要は以下のとおり。

ホワイトハウス「連邦政府のプラスチック汚染対策に関するファクトシート」

- IPCからの報告書を「生産、加工、使用、廃棄におけるプラスチック汚染を対象とした、初の包括的で政府全体の戦略」を紹介。
- 新たな目標として、2027年までに連邦政府機関のフードサービス、イベント、包装資材の調達で使い捨てプラスチックの使用を段階的に廃止し、2035年までに連邦政府の全ての業務で使い捨てプラスチックの使用を廃止することを発表。
 - 「連邦政府の持続可能性を通じたクリーンエネルギー産業と雇用の促進に関する大統領令 (E.O.14057号)」(2021年12月)と、大統領の連邦政府の持続可能性計画に基づくもの
- その他、連邦政府によるこれまでのプラスチック汚染対策の取組を紹介している。

CEFLEXの軟質包装の設計ガイドライン

- 欧州の軟質包装のバリューチェーンに関わる160社以上が参加するコンソーシアムであるCEFLEXは、2020年6月に軟質包装の設計ガイドライン「Designing for a Circular Economy (D4ACE)」を発表し、2023年8月にはその更新版を発表した。
- 本ガイドラインは、業界の慣行または選別及びリサイクルに関する実際の試験に基づいて作成されている。更新版では、初版の単一PE、単一PPに加えて、PE/PP混合（混合PO）にも焦点が当てられ、ガイドラインが素材別に整理された。（MURC注：素材別に条件に大きな違いは見られない）
- 現段階ではまだ広く選別またはリサイクルされていないポリオレフィンベースの軟質包装、及びその他の全ての軟質包装は更なる調査が行われる予定であり、今後ガイドラインが更新される可能性がある。

<ポリオレフィン(PO)ベースの軟質包装のリサイクル性に関する条件>

考慮すべき項目	マテリアルリサイクルへの適合性がある	マテリアルリサイクルへの適合性がない
素材	<ul style="list-style-type: none"> 主素材が90%（重量比）より多く使用されている 	<ul style="list-style-type: none"> 主素材が80%（重量比）未滿しか使用されていない PET層、非POの発泡ポリマー層、PVC層、生分解性及び堆肥化可能素材、紙、アルミ箔が含まれる
バリア層	<ul style="list-style-type: none"> 5%（重量比）以下のAlOx、SiOx、EVOH、PVOH、アクリル製のバリア層 ラミネート及びプリントされた金属層 	<ul style="list-style-type: none"> 未定
サイズ	<ul style="list-style-type: none"> 20mm×20mmより大きい フラットで2Dの形状 	<ul style="list-style-type: none"> 20mm×20mmより小さい
密度	<ul style="list-style-type: none"> 1 g/cm³より小さい 	<ul style="list-style-type: none"> 1 g/cm³より大きい
接着剤	<ul style="list-style-type: none"> 5%（重量比）以下のポリウレタン接着剤、アクリル接着剤、天然ゴムラテックス接着剤、非主素材のタイレイヤー 	<ul style="list-style-type: none"> 未定
顔料	<ul style="list-style-type: none"> 透明色、ナチュラル色、淡い色 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンブラック
添加剤・フィラー材	<ul style="list-style-type: none"> 必要な機能を達成するための最小限の熱安定剤、紫外線吸収剤、核剤、キャビテーション剤(cavitating agent)、帯電防止剤、衝撃改質剤、化学発泡剤、粘着付与剤 	<ul style="list-style-type: none"> 高懸念物質(SVHC) オキシ生分解性添加剤 非PO熱可塑性エラストマーの発泡体
インク・ラッカー	<ul style="list-style-type: none"> 明るく淡い色 5%（重量比）以下のインク及びラッカー 最小限の表面印刷 	<ul style="list-style-type: none"> PVC製のバインダーを含むインク及びラッカー
ラベル	<ul style="list-style-type: none"> 主素材と同じ素材 	<ul style="list-style-type: none"> 主素材と異なる素材が表面の30%（重量比）より占める 紙ラベル
追加的特徴(ジッパー等)	<ul style="list-style-type: none"> 主素材と同じ素材 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

CEFLEXの軟質包装の設計ガイドライン(続き)

ポリオレフィン(PO)ベースの軟質包装のリサイクル性に関する補足事項

■ 素材

【主素材(PE、PP、PO)】

- マテリアルリサイクルへの適合性に関して、以下のように閾値(重量比)が設定されている

マテリアルリサイクルへの適合性がある	マテリアルリサイクルへの適合性が制限される	マテリアルリサイクルへの適合性がない
主素材が90%より多く使用されている	主素材が80~90%使用されている	主素材が80%未満しか使用されていない

【PET】

- PETはPE、PPと相溶性がないため、近赤外線選別で検知するために外側の層にすべきである
- 中間層に使用された場合でも、比重選別で選別できる可能性がある

【生分解性及び堆肥化可能ポリマー】

- わずかな使用であってもリサイクルプロセスの阻害要因となり、再生材の品質や価値に悪影響を与える
- 有機性廃棄物の管理システムにおいて回収される用途のみに使用すべきである

■ バリア層

【PVDC】

- 食品廃棄物の増加のリスクを軽減するために、PVDCの排除、代替、リサイクルへの潜在的な悪影響の緩和は慎重に考えなければならない
- ポリオレフィンのマテリアルリサイクルへの影響は更なる調査が行われる予定

【金属】

- 薄すぎるためマテリアルリサイクルの阻害要因とはみなされない
- 表面に使用される場合、反射によって近赤外線選別を妨げる可能性がある

【PA】

- 一定量の使用はポリオレフィンのマテリアルリサイクルに耐え得ると考えられるが、定量化は今後調査予定

【その他のポリマー】

- 非PE、PPであることが検出可能でなければならない

【紙】

- プラスチックのリサイクルの深刻な阻害要因である

【アルミ箔】

- 最新の渦電流選別技術によって選別することが出来る

CEFLEXの軟質包装の設計ガイドライン(続き)

- CEFLEXによる軟質包装の設計ガイドライン「Designing for a Circular Economy (D4ACE)」では、軟質包装に使用される主な素材の特性が以下のように整理されている。

軟質包装に使用される主な素材の特性

素材	防湿性	ガスバリア性	ヒートシール性	その他機能
PE	Good	Poor	Yes	高引張強度、耐熱性(グレードによる)
PP	Good	Poor	Yes	引裂性、高引張強度、光沢性、耐寒性、耐グリース性
EVOH	Poor	Excellent	No	芳香性物質バリア性、炭化水素・有機溶媒に対する耐性
PET	Moderate	Moderate	No	透明性、芳香性物質バリア性、剛性、耐熱性
PA	Poor	Very good	No	耐グリース性、耐穿刺性、耐油性、脂肪族・芳香族に対する耐性、幅広い温度帯での高強度
PVDC	Good	Very good	Yes	風味や芳香性物質バリア性、耐薬品性
SiOx	Excellent	Excellent	No	n/a
AlOx	Excellent	Excellent	No	n/a
PVOH	Poor	Excellent	Yes	ほとんどの化学物質に対する耐性
金属	Very good	Very good	No	n/a
EVA	n/a	n/a	Yes	伸縮性、ヒートシール性、密着性の向上
アクリル樹脂	n/a	n/a	Yes	シール性・ホットタック性の向上、ホログラフィック用途の光沢性・印刷性の向上
アルミニウム	Absolute	Absolute	No	デッドホールド性、熱伝導性、耐熱性、押出性、
紙	n/a	n/a	No	デッドホールド性、印刷性

The Global Commitment

- エレンマッカーサー財団とUNEPは、2018年10月にプラスチックの循環経済に向けて、企業・政府・NGO・投資家の共通のビジョン「The Global Commitment」を提案した。
- 「問題のある不必要なプラスチック容器包装及び製品」を特定するための基準を示している。
- この基準のもとで企業が特定する素材または製品について、最も一般的に特定されるものを8つ示している。

基準

- リユース可能、リサイクル可能、または堆肥化可能ではない
- 人間の健康または環境に重大なリスクをもたらす危険な化学物質が含まれている、または製造時にそのような化学物質を必要とする
- 実用性を維持しながら回避、またはリユースモデルに置き換えることができる
- 他の製品のリサイクル性や堆肥化可能性を妨げる
- 廃棄物として自然環境に散乱するまたは最終的に流れ込む可能性が高い

最も一般的に「問題のある不必要なもの」として特定される素材または製品

- PS、XPS及びEPS、PVC、PVDC、カーボンブラック顔料、使い捨てプラスチックレジ袋、使い捨てカトラリー及び食器、使い捨てストロー
- XPS及びEPSは、テイクアウトや小売食品の容器包装及びピーナッツ型緩衝材を含むが、断熱用途（魚箱等）または大型品の保護用途（白物家電や家具等）に使用される容器包装は除く。

（出典）

UNEP, Guidelines to government signatories on target setting and progress reporting for Global Commitment area A: Stimulating the elimination of problematic or unnecessary plastic packaging and/or products, <https://emf.thirdlight.com/link/3r4wjvo55x9d-94pvat/@/preview/3>

エレンマッカーサー財団, Global Commitment vision & definitions, <https://emf.thirdlight.com/link/3r4wjvo55x9d-94pvat/@/preview/3>

エレンマッカーサー財団, UNEP (2023), The global commitment 2023 Progress report, <https://www.ellenmacarthurfoundation.org/global-commitment-2023/overview>

The Golden Design Rule

- 消費財メーカーによるグローバルなコンソーシアムであるConsumer Goods Forumは、2020年12月に設計ガイドライン「Golden Design Rules」において、リサイクルに影響を及ぼす問題のある5つの素材を示している。

容器包装における問題のある素材

- 検出不能なカーボンブラック顔料
 - ・ プラスチックのリサイクルシステムにおいて広く使用される近赤外線技術で選別することができない
 - ・ 肉や野菜のトレイ、ボトルに使われる
 - ・ 小さい、リサイクル不可能な容器包装には本自主規制は適用されない
- PVC及びPVDC
 - ・ リサイクル工程において、他のプラスチックのリサイクルを阻害する
 - ・ 肉のトレイ、野菜を包むプラスチックフィルム、ブリスターパックに使われる
 - ・ 小さい、リサイクル不可能な容器包装には本自主規制は適用されない
- EPS及びPS
 - ・ 包装資材にあまり使用されないため、リサイクルを経済的に実行することができない
 - ・ 持ち帰り容器、ヨーグルト容器、緩衝材に使われる
 - ・ 小さい、リサイクル不可能な容器包装には本自主規制は適用されない
- PETG(硬質容器包装に使われるもの)
 - ・ PETのリサイクル工程において汚染物質となり、再生PETの価値を低下させる
 - ・ 飲料ボトル、食用油の容器に使われる
 - ・ 小さい、リサイクル不可能な容器包装には本自主規制は適用されない
- 酸化型分解性の添加剤(酸化型生分解性の添加剤も含む)
 - ・ マイクロプラスチック汚染の原因となり、長期間のリユース、大規模なリサイクル、堆肥化には適さない
 - ・ シュリンクフィルム、ストレッチフィルム、レジ袋、ブリスターパック、ボトル、ラベル、キャップに使われる

(出典)

The Consumer Goods Forum (2020), Plastic Waste Coalition Golden Design Rules One-pager, <https://www.theconsumergoodsforum.com/wp-content/uploads/2023/10/2024-Plastics-All-Golden-Design-Rules-One-Pager.pdf>

Plastics Pact(プラスチック協定)

Plastics Pact(プラスチック協定)とは、各国・地域においてプラスチック対策に関するビジョンを掲げ、政府、企業、市民等が協働して目標達成を目指すという取組。2018年に英国で初めて発足して以来、各国・地域でも発足している。それら運用は独立しているが、エレンマッカーサー財団及びWRAP(ともに英国のNGO)が横串を挿す活動を行っている。

Plastics Pactの取組状況



The ANZPAC Plastics Pact

- オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島が参加するプラスチック協定「The ANZPAC Plastics Pact」は、2023年5月に発表した「Annual Impact Report 2021」において、「問題のある不必要なプラスチック製品」を8つ特定している。
- 2024年7月に発表した「Annual Impact Report 2022」においても、同様の品目が「問題のある不必要なプラスチック製品」として位置づけられている。

基準

- ・ リユース可能、リサイクル可能、堆肥化可能ではない
- ・ リユース、リサイクル、堆肥化目的で回収することが難しい
- ・ 他の素材または資源が再生する機会を妨げる素材である
- ・ プラスチック廃棄物問題に大きく寄与している
- ・ 人間の健康または環境に重大なリスクをもたらす危険な化学物質または素材を用いて製造されている、またはそれらが含まれている
- ・ 実用性を維持しながら回避、またはリユースモデルに置き換えることができる

特定された問題のある不必要なプラスチック製品

- ・ 軽量のレジ袋
- ・ 細分化するプラスチック
- ・ 食品・飲料サービス及び小売生鮮食品向けのEPS製容器包装
- ・ EPS製のルースフィル包装
- ・ 白物家電やブラウングッズの成型されたEPS製容器包装
- ・ 硬質PVC容器包装
- ・ 非透明のPETボトル
- ・ カーボンブラック顔料を用いた硬質プラスチック製容器包装

(出典)

ANZPAC Plastics Pact, Annual Impact Report 2021, https://anzpacplasticspact.org.au/wp-content/uploads/2023/05/ANZPAC_-_Plastics-Pact-Annual-Impact-Report-2021-final.pdf
ANZPAC Plastics Pact, Annual Impact Report 2022, <https://anzpacplasticspact.org.au/wp-content/uploads/2024/07/2022-ANZPAC-Impact-Report.pdf>

Canada Plastics Pact

- カナダのプラスチック協定「Canada Plastics Pact」は、2024年4月に発表した問題のある unnecessary プラスチックを削減するための手引書「Supporting the Elimination of Unnecessary & Problematic Plastics」において、13の「問題のある unnecessary プラスチック」を特定している。

基準・問題のある unnecessary プラスチック

	避けることができる、または置き換えることができる	危険な化学物質を含む	リサイクルまたは堆肥化を妨げる	散乱する可能性が高い	リサイクル、堆肥化、リユースが不可能であり、2025年までにそうなる可能性が低い
PFASを含む材料		✓			✓
レジ袋	✓		✓	✓	
マドラー	✓		✓	✓	
飲料用のシックスパックリング	✓		✓	✓	✓
カトラリー	✓		✓	✓	
ストロー	✓			✓	✓
検知できないカーボンブラック	✓	✓	✓		✓
PVA及びPVDC※1	✓	✓	✓		✓
PETG			✓		✓
EPS	✓	✓	✓	✓	✓
PS	✓	✓	✓	✓	✓
オキシ分解性プラスチック			✓		✓
複層の軟質包装			✓		✓

US Plastics Pact

- 米国のプラスチック協定「US Plastics Pact」は、2022年1月25日に発表した報告書「Problematic and Unnecessary Materials Report」において、2025年までに削減すべき問題のある不要な材料リストを示した。

基準

- ① すでにリユース・リサイクル・堆肥化可能である、または2025年までに可能になる

No



問題のある不必要な素材とは見なされない

↓ Yes

以下の②～⑤のいずれかを満たす

【問題がある】

- ② 危険な化学物質を含む、または製造・リサイクル(メカニカル、ケミカルのいずれも含む)・堆肥化プロセスの間に人間の健康または環境に重大なリスクをもたらす危険な状況を作る
- ③ 他の物質のリサイクル性または堆肥化可能性を妨げる
- ④ 廃棄物として自然環境に散乱する、または最終的に流れ込む可能性が高い

【不必要である】

- ⑤ 実用性を維持しながら、回避(またはリユースモデルに置き換え)可能である

↓ Yes

問題のある不必要な素材と見なされる

↓ No

問題のある不必要な素材とは見なされない

問題のある不必要な素材

- 非透明のPETボトル、PS・EPS、PVC・PVDC、PETG、オキソ(生)分解性の添加剤、検出不能な顔料(例:カーボンブラック)、PFASを含む物質、問題のあるラベル構造(例:接着剤、インク、素材)、マドラー・ストロー・カトラリー(主容器の補助品として提供される場合)

The SA Plastics Pact

- 南アフリカのプラスチック協定「The SA Plastics Pact」は、2021年7月29日に発表した報告書「Addressing Problematic and Unnecessary Plastics」において、2022年末までに排除すべき問題のある unnecessary プラスチックリストを示した。
- リストの拡大に向けて更なる調査が行われる予定である。

基準

【問題のある】

- ① リユース可能、(技術的にまたは経済的に)リサイクル可能、堆肥化可能ではない
- ② 人間の健康または環境に重大なリスクをもたらす危険な化学物質を含む、または製造時に必要とする
- ③ 他の製品のリサイクル性または堆肥化可能性を妨げる
- ④ 廃棄物として自然環境に散乱する、または最終的に流れ込む可能性が高い

【不必要である】

- 実用性を維持しながら回避(またはリユースモデルで置き換え)可能である
- 社会的実用性が限定されており、代替品は必要なく、行動的または構造的変化なしに段階的廃止が可能である

問題のある unnecessary プラスチック

※1: 医療用は除く

※2: 報告書内では unnecessary プラスチックに該当するものは示されていないが、各プラスチックの選定理由の記述から判断した

	①	②	③	④	unnecessary*2
オキシ分解性プラスチック	✓		✓		
PVCボトル*1、パレット用シュリンクフィルム、ラベル		✓	✓		
シュリンクスリーブ			✓		
果物や野菜に貼るラベル	✓			✓	✓
果物や野菜を入れる薄袋	✓			✓	✓
レジで提供される薄袋	✓		✓	✓	✓
ストロー	✓			✓	✓
マドラー	✓			✓	✓
使い捨てカトラリー、皿、ボウル	✓			✓	✓
プラスチック軸が付いた綿棒	✓			✓	✓
ロリポップ棒	✓			✓	✓
化粧品に含まれるマイクロビーズ	✓			✓	

The UK Plastics Pact

- 英国のプラスチック協定「The UK Plastics Pact」は、2022年2月24日に発表した報告書「Eliminating Problem Plastics」第4版において、新たに6品目を削減すべき問題のある不必要なプラスチックと特定した。
- 2019年に既に8品目を特定しており、削減すべき問題のある不必要なプラスチックと特定されたのは計14品目である。

基準

- 使用を回避できる、またはリユースの選択肢が利用可能である
- リサイクルや堆肥化のシステムにあまり投入されない
- リサイクルできない、またはリサイクルプロセスを妨げる
- 環境を汚染する

削減すべき問題のある不必要なプラスチック

- 使い捨てカトラリー
- 使い捨て皿、ボウル
- ストロー
- プラスチック軸が付いた綿棒
- マドラー
- 家庭に流入するPS製容器包装※1
- オキシ分解性プラスチックの製品
- PVC製容器包装※2
- 缶、ボトル、カートンの複数販売用の包装
- PVC製ラップフィルム
- 果物及び野菜に貼る堆肥化できないシール
- 堆肥化できないティーバッグ及びコーヒーバッグ
- レストランで用いられる使い捨てサッシュ及びジガー
- 未カットの新鮮な果物及び野菜の容器包装※3

※1: 企業間で使用されるPS製容器包装は効果的なリサイクルが行われていることが実証されているため対象外である

※2: 医薬品に使用されるPVC製容器包装は除外対象とはならないが、リサイクル可能な代替品に変更するには時間がかかることが指摘されている

※3: 食品廃棄物の削減が実証されている場合は対象外である

(出典)

Wrap, The UK Plastics Pact, “Eliminating Problem Plastics – version 4”, <https://www.wrap.ngo/sites/default/files/2022-02/eliminating-problem-plastics-v4.pdf>

Wrap, “The UK Plastics Pact Plastics definitions”, <https://www.wrap.ngo/taking-action/plastic-packaging/initiatives/the-uk-plastics-pact/plastics-definitions>

The India Plastics Pact

- インドのプラスチック協定「The India Plastics Pact」は、2023年1月30日に発表した報告書「Tackling Unnecessary or Problematic Plastic Packaging Items」において、問題のある不必要なプラスチックのリストを示した。
- PETボトル以外に用いられるPETG製のラベル及びスリーブは科学的根拠が不足しており、更なる検討が必要な項目に位置付けられている。

基準

- ① すでにリサイクル・リユース可能である、または2030年までにインドで可能になる

Yes



問題のある不必要な素材とは見なされない

↓ No

以下の②～⑤のいずれかを満たす

- ② その使用は回避可能である
- ③ 代替品またはリユースモデルに置き換え可能である
- ④ リサイクルシステム内で頻繁にまたは容易に汚染問題を引き起こす
- ⑤ 簡単に環境中に流出する

問題のある不必要な素材とは見なされない

No

Yes

問題のある不必要な素材と見なされる

問題のある不必要なプラスチック

- PVC製ボトル、バレットラップ、シュリンクスリーブ、ラベル
- EPSを含む全てのPS製容器包装
- オキソ分解性の容器包装
- PETボトル用のPETG製ラベル及びスリーブ
- IS 17899 T:2022※1に準拠しない生分解性の容器包装
- 近赤外線選別機で検知できない容器包装

※1: インド標準規格局によるプラスチック生分解性に関する暫定的な規格である

The Chilean Plastics Pact

- チリのプラスチック協定「The Chilean Plastics Pact」は、2020年12月に発表した技術文書「Documento Técnico de Plásticos Problemáticos」において、問題のある不必要なプラスチック品目のリストを示した。
- エレンマッカーサー財団の基準（MURC注：The Global Commitmentで示されている基準であると想定される）を参照し、以下の品目をリストに挙げている。

問題のある不必要なプラスチック

MURC注：
プラスチックでコーティングされた紙も2020年の技術文書ではリストに挙げられているが、2022年年次レポートでは外されている。プラスチック割合が小さいため、本協定の対象から外されたと想定される。

プラスチック及び形状	備考
PVC	—
EPS	—
複数購入用の包装	—
軟質フィルムによる過剰包装	—
容器包装に貼るラベル	<ul style="list-style-type: none">• 容器包装のリサイクルを妨げる• 以下のものが対象となる<ul style="list-style-type: none">➢ 金属蒸着されたラベル➢ 非水溶性接着剤を使用した紙ラベル➢ PLA製ラベル、➢ PVC製ラベル➢ PET及びHDPEに貼るPS製ラベル
複層のプラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none">• 容器包装のリサイクルを妨げる• 以下のものが対象となる<ul style="list-style-type: none">➢ アルミニウムを含む多層ラミネート➢ PET及びPEの複層構造➢ PET及びPPの複層構造
PS	<ul style="list-style-type: none">• ヨーグルト容器が対象となる
軟質包装（小さい形状のもの）	<ul style="list-style-type: none">• 例：テイクアウトやキャンディ等に用いられる小袋

（出典）

The Chilean Plastics Pact, “Documento Técnico de Plásticos Problemáticos”, <https://circulaelplastico.cl/wp-content/uploads/2020/12/FINAL-Listado-de-Pla%CC%81sticos-Problema%CC%81ticos.pdf>
The Chilean Plastics Pact, “Informe Reportabilidad 2022 del Pacto Chileno de los Plásticos”, <https://circulaelplastico.cl/wp-content/uploads/2024/07/PCP-Informe-Reportabilidad-2022.pdf>

4. 食品産業分野のプラスチックについて

- ① 海外における使用実態
- ② 海外における規制・ルール
- ③ 国内における使用実態
- ④ 条約批准・発効を見据えた国内対応の検討

食品産業分野のプラスチックの類型(続き)

第二次産業

産業分類	包装形態	包装資材	素材																											
			PE	PP	PET	PS	EPS	PVG	PVDC	EVA	PA	EVOH	PETG	TPE	PLA	PVA	PMP	バイオPE	アクリル系	無機フィラー	石灰石	タルク	防曇剤	酸化促進添加剤	アルミニウム	鉄系(酸素吸収剤)	アルミナ、シリカ			
肉加工品	フィルム	LLDPEシーラントフィルム	○																											
		PAフィルム									○																			
		PVDCコートフィルム		○	○						○	○																		
水産加工品	フィルム	EVOH系共押出OPPフィルム		○								○																		
		PAフィルム										○																		
		PVDCコートフィルム		○	○						○	○																		
乳製品	フィルム	EVOH系共押出OPPフィルム		○								○																		
		フィルム	○	○																										
		シート	○	○		○						○														○				
飲料	フィルム	チルド飲料カップ	○	○		○						○																		
		その他PP系食品容器		○																										
		EVOH系共押出シート	○	○		○						○																		
	シート	スパウト付きパウチ	○	○																										
		ラベル用シュリンクフィルム	○	○	○	○									○															
	ボトル	LLDPEシーラントフィルム	○																											
		チルド飲料カップ	○	○		○							○														○			
その他	EVOH系共押出シート	○	○		○							○															○			
	PETボトル			○								○																		
	バックインボックス	○										○	○																	

食品産業分野のプラスチックの類型(続き)

第二次産業(続き)

産業分類	包装形態	包装資材	素材																												
			PE	PP	PET	PS	EPS	PVG	PVD C	EVA	PA	EVO H	PET G	TPE	PLA	PVA	PMP	バイオPE	アクリル系	無機フィラー	石灰石	タルク	防曇剤	酸化促進添加剤	アルミニウム	鉄系(酸素吸収剤)	アルミナ、シリカ				
菓子	フィルム	シュリンクフィルム	○	○																											
		LLDPEシーラントフィルム	○																												
		PPフィルム		○																											
		PAフィルム										○																			
		PETフィルム			○																										
		アルミ蒸着フィルム	○	○	○							○														○					
		透明蒸着フィルム	○	○	○							○																	○		
		ONY共押出フィルム										○	○																		
		EVOH系共押出OPPフィルム		○									○																		
		PVAコートOPPフィルム		○													○						○								
	防曇フィルム		○																				○								
	シート	その他PP系食品容器		○																											
		EVOH系共押出シート	○	○		○						○																○			
	冷蔵	フィルム	パウチ	○	○	○						○															○				
PPフィルム				○																							○				
アルミ蒸着フィルム		○	○	○							○															○					
シート	HIPS食品容器	○			○						○							○													
パン	フィルム	PPフィルム		○																							○				
		アルミ蒸着フィルム	○	○	○							○															○				
納豆	シート	EVOH系共押出OPPフィルム		○								○																			
		PSP食品容器		○		○	○																								

食品産業分野のプラスチックの類型(続き)

第二次産業(続き)

産業分類	包装形態	包装資材	素材																											
			PE	PP	PET	PS	EPS	PVG	PVDC	EVA	PA	EVOH	PETG	TPE	PLA	PVA	PMP	バイオPE	アクリル系	無機フィラー	石灰石	タルク	防曇剤	酸化促進添加剤	アルミニウム	鉄系(酸素吸収剤)	アルミナ、シリカ			
第二次産業	惣菜	PPフィルム		○																										
		PAフィルム										○																		
		PVDCコートフィルム		○	○						○	○																		
		ONY共押出フィルム																												
	シート	EVOH系共押出シート	○	○		○						○															○			
	調味料	フィルム	パウチ	○	○	○							○															○		
			ラベル用シュリンクフィルム	○	○	○	○									○														
			LLDPEシーラントフィルム	○																										
			PAフィルム																											
		ボトル	PETボトル				○																							
PE・PPボトル			○	○																										
その他	ラミネートチューブ	○			○																							○		
		バックインボックス	○																											

食品産業分野のプラスチックの類型(続き)

第三次産業

産業分類	包装形態	包装資材	素材																										
			PE	PP	PET	PS	EPS	PVC	PVD C	EVA	PA	EVO H	PET G	TPE	PLA	PVA	PMP	パイ オPE	アク リル 系	無機 フィ ラー	石灰 石	タル ク	防曇 剤	酸化促 進 添加剤	アルミ ウム	鉄系(酸 素吸収 剤)	アルミナ、 シリカ		
第三次産業	小売業	フィルム	ラップフィルム(業務用)	○	○				○			○	○	○															
			スキンパック	○									○																
		PSフィルム				○																							
		防曇フィルム		○																				○					
	シート	透明飲料カップ		○	○	○									○														
		PSP食品容器		○		○	○																						
		OPS食品容器				○																							
		HIPS食品容器	○			○						○								○									
		PP系発泡食品容器		○		○														○									
		PPファイラー食品容器		○																○									
		PET系食品容器				○																							
		PLA食品容器				○										○				○									
	外食業	フィルム	ラップフィルム(小巻)	○	○					○	○		○						○										
			鮮度保持フィルム		○																				○				
シート		透明飲料カップ		○	○	○									○														
		PSP食品容器		○		○	○																						
		OPS食品容器				○																							
		HIPS食品容器	○			○						○								○									
PP系発泡食品容器		○		○														○											



我が国では、食品用器具・容器包装については、ポジティブリスト制度に基づきリストに記載のある物質のみを使用できる。

■ 食品用器具・容器包装に使用できる物質

- 21の基材、827の添加剤がポジティブリストに記載されている

■ ポジティブリストの対象範囲

1. 全ての層が合成樹脂で構成された層（合成樹脂の層）である場合、食品に接触しない層については適切に加工されている場合は対象外
2. 食品に接触する層が合成樹脂以外の材質で構成された層（合成樹脂以外の層）であり、当該層以外に合成樹脂の層がある場合、当該合成樹脂の層は対象外
3. 食品に接触する層が合成樹脂の層であり、かつ食品に接触しない層に合成樹脂以外の層がある場合、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみ対象

（出典）

厚生労働省（2023），“別表第1【全体版】”，<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173058.pdf>

厚生労働省（2023），“食品、添加物等の規格基準の一部改正について（令和5年11月30日厚生発1130第4号）”，<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001173618.pdf>

食品用器具及び容器包装への再生材の利用について

- 厚生労働省は、2024年3月28日に担当課長連盟通知として「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針（以下「指針」とする）を発表した。
- リサイクル原料を用いて食品用器具又は容器包装を製造する事業者は本指針に基づいて製造する必要がある。

食品用器具及び容器包装への再生材の使用可能性

原料となる 廃プラスチックの由来		処理方法		
		マテリアルリサイクル (物理的再生処理)	ケミカルリサイクル (化学的再生処理)	
プレ コン シュー マ	食品用途	<p>使用可</p> <p>ポジティブリストに適合する物質であること、食品用途の製品の原材料として適切なものであることを条件とする</p>	<p>使用可</p> <p>回収材料中の汚染物質が十分に除去されることが保証されること、ポジティブリストに適合する物質であること、食品用途の製品の原材料として適切なものであることを条件とする</p>	
	非食品用途			
ポ ス ト コ ン シュー マ	食品 用途	PS、PET		<p>使用可</p> <p>食品用途の原材料として適切なものであることを条件とする</p>
		その他		<p>使用不可</p> <p>「指針」作成時点で「物理的再生処理された重合体」として使用が認められているのはPSとPETのみ</p>
	非食品用途	<p>使用不可</p> <p>回収材料は食品用途の使用済み製品に限定されている</p>		

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(旧)

- 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(以下、乳等省令とする)において、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の販売用の容器包装について、樹脂の規定がされていた。
- 令和2年12月4日に乳等省令の一部を改正する省令及び食品、添加剤等の規格基準の一部を改正する件が公布・告示され、上記の内容は食品、添加剤等の規格基準に移行された。なお、乳等省令は令和6年4月1日の改正の際、「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」(乳等命令)に改称された。

- 乳等省令(令和二年厚生労働省令第百三十五号)別表の三(二)乳等の容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準
 - ・ 内容物に直接接触する部分は、ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ポリスチレン、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂又はポリエチレンテレフタレートの主成分とする合成樹脂であること。



移行

- 食品、添加剤等の規格基準(令和2年12月4日号外厚生労働省告示第381号) 第3 器具及び容器包装(E 器具又は容器包装の用途別規格)
 - ・ 内容物に直接接触する部分は、ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ポリスチレン、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂又はポリエチレンテレフタレートの主成分とする合成樹脂であること。

(出典)

e-GOV 法令検索, 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 令和2年7月1日施行, https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000100052/20200701_502M60000100135
厚生労働省, 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加剤等の規格基準の一部改正について, <https://www.mhlw.go.jp/content/000701911.pdf>
厚生労働省, 食品、添加物等の規格基準 第3 器具及び容器包装, <https://www.mhlw.go.jp/content/000757879.pdf>

4. 食品産業分野のプラスチックについて

- ① 海外における使用実態
- ② 海外における規制・ルール
- ③ 国内における使用実態
- ④ 条約批准・発効を見据えた国内対応の検討

令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会

- プラスチック汚染に関する条約に係る情報提供及び国内対策の検討に向けた情報共有等を議題にした検討会を開催した。

<第1回検討会>

■ 検討テーマ

- PVC・PVDC製の容器包装等について

■ 日程

- 令和6年11月11日(月)13時～15時

■ 委員構成

氏名(敬称略)	現職名
石動 正和	(一財)化学研究評価機構食品接触材料安全センター 情報調査・広報室長
大隅 和昭	(一社)日本惣菜協会 常務理事
片桐 英昭	塩化ビニリデン技術協議会 事務局長
竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会 代表理事専務
田中 英明	塩化ビニリデン技術協議会 専務理事
福井 義晃	(一社)日本フードサービス協会((株)アールディーシー 人事総務部)
松永 孝光	(一社)日本食肉加工協会 参与
村尾 芳久	(一社)全国スーパーマーケット協会
○吉岡 敏明	国立大学法人東北大学大学院環境科学研究科 教授

○:座長

令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会

<第2回検討会>

■ 検討テーマ

- PS・EPS・PSP製の容器包装等について

■ 日程

- 令和6年11月11日(月)15時半～17時半

■ 委員構成

氏名(敬称略)	現職名
池田 哲也	全国漁業協同組合連合会 購買事業部 資材課課長
石山 健博	全国農業協同組合連合会 耕種資材部 包装資材課 課長
石動 正和	(一財)化学研究評価機構食品接触材料安全センター 情報調査・広報室長
伊藤 彰敏	(一社)全国発酵乳乳酸菌飲料協会 事務局長
伊藤 忍	(一社)日本乳業協会 常務理事
大隅 和昭	(一社)日本惣菜協会 常務理事
小栗 英揮	(一社)日本アイスクリーム協会 アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会 事務局長
今野 哲	全国農業協同組合連合会 耕種資材部 包装資材課 課長代理
田中 秀充	全国納豆協同組合連合会((株)Mizkan マーケティング本部 開発技術4課 課長)
辻脇 伸幸	発泡スチレンシート工業会 専務理事
中井 義兼	(一社)日本即席食品工業協会 事務局長
長野 克彦	(一社)日本プラスチック食品容器工業会 事務局長
中山 篤史	(一社)日本乳容器・機器協会 技術統括委員会委員長
橋場 念	(一社)日本乳容器・機器協会 事務局長
福井 義晃	(一社)日本フードサービス協会((株)アールディーシー 人事総務部)
村尾 芳久	(一社)全国スーパーマーケット協会
山田 一己	発泡スチロール協会 専務理事
○吉岡 敏明	国立大学法人東北大学大学院環境科学研究科 教授

○:座長

令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会

<第3回検討会>

■ 検討テーマ

- 複層の容器包装等について

■ 日程

- 令和7年2月10日(月)14時～16時

■ 委員構成

氏名(敬称略)	現職名
赤崎 暢彦	全国マヨネーズ・ドレッシング類協会 専務理事
石谷 孝佑	(一社)日本食品包装協会 理事長
石動 正和	(一財)化学研究評価機構食品接触材料安全センター 情報調査・広報室長
伊藤 忍	(一社)日本乳業協会 常務理事
小國 盛稔	(一社)日本食品包装協会 副理事長
尾関 太郎	亀田製菓株式会社 マーケティング戦略部 米菓スナック第1グループ マネージャー(全日本菓子協会代表)
片桐 英昭	塩化ビニリデン技術協議会 事務局長
加藤 昌弘	チーズ普及協議会 専務理事
川崎 順司	(一社)日本冷凍食品協会 常務理事
清水 浩	日本プラスチック工業連盟 専務理事
武田 淳	(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会 常務理事 研究所所長
田中 英明	塩化ビニリデン技術協議会 専務理事
永井 一清	(一社)バリア研究会
長野 克彦	(一社)日本プラスチック食品容器工業会 事務局長
逸見 るみ子	軟包装衛生協議会 常務理事
松永 孝光	(一社)日本食肉加工協会 管理部 参与
○吉岡 敏明	国立大学法人東北大学大学院環境科学研究科 教授

○:座長

令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会 議事要旨

■ 第1回検討会の議事要旨は以下の通り。

1. 開会・令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会の設置について
開会挨拶の後、農林水産省より本検討会の設置趣旨等について説明した。
2. プラスチック汚染に関する条約に係る情報提供について
農林水産省より、プラスチック汚染に関する条約交渉の状況について説明した。続いて、石動委員より、プラスチック食品接触材料等に関する各国の規制動向について説明した。
3. 容器包装プラスチックをめぐる国内外の情勢に係る情報提供について
事務局より、容器包装プラスチックをめぐる国内外の情勢について説明した。以下の意見・質疑応答があった。
 - PPWRにケミカルリサイクル品が再生材量として適合されるかどうかは、これから決まるのか。
→ 再生材含有率については、ケミカルリサイクルを認めるかどうか議論されているが、欧州委員会の最終案はまだ出ていない。
 - 調理をしない食品は対象外とのことだが、電子レンジで加熱する容器は対象外なのか。
→ 電子レンジでの加熱は調理行為と示されており、規制の対象外と判断される。ただし、このガイドラインはあくまで欧州委員会の見解であり、最終的な判断は司法が行うので法的拘束力はないと注記されている。
4. プラスチック汚染に関する条約交渉に係る情報交換について
大隅委員、竹葉委員、田中委員、松永委員、村尾委員より、食品の品質保持の観点から容器包装等に求められる要件、業界におけるPVC・PVDC製の容器包装等の使用状況及び採用理由、海外における容器包装等の使用状況や日本からの輸出にあたって必要な対応、業界における容器包装等の持続可能性向上に向けた方針や取組について説明を受けた。以下の意見・質疑応答があった。

- PVC、PVDCの代替素材の検討にあたっては賞味期限の担保が重要になってくると思うが、ガスバリア性等の観点からEVOHやポリアミド、あるいはメタルフィルム等が候補に挙がってくるのかもしれない、それぞれの比較のデータは必要になってくるそういったデータをお持ちであればご提供いただければありがたい。
→ ヒアリングをした限りでは、PVDCの有用性を超える素材はなかなか見つかっていない。比較のデータを取る必要があるとは感じており、メーカーにそういったデータがあるか確認したい。
- 代替素材の検討にあたり、ガスバリア性能が食品の品質そのものに対してどのような効果があるのか情報が欲しい。
- 欧州では、包装材のモノマテリアル化が進みつつあり、リサイクルできないものは包装材使わないという意図を感じるが、どの程度まで実現可能なのか。
→ 例えば魚肉ソーセージで見られるケーシング用途はモノマテリアルである。PVDCの溶着のお話を頂いたが、そのシール性を含め、単層での利用は可能である。ただし、生肉の包装、枝肉や骨付き肉など、重量の大きい食肉の包装になると、PVDCだけの強度では足りず、多層構造が必要である。
- 食品の保存には、缶詰や瓶詰といった素材もあるが、プラスチックの包装に頼っている食品の割合はどの程度か。
→ 正確なデータは持ち合わせていない。
- 今後の方向性で、塩ビ系の素材が今後廃止になる可能性があるという理解すべきなのか。
→ スイス提案等の中でスチレンやPVC、PVDCに関して、2030年までに段階的に使用をやめようという提案が出ている。ただしINCやその後のCOPでそういったものがリスト化されるのかどうかは未定である。

令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会 議事要旨

■ 第2回検討会の議事要旨は以下の通り。

1. 開会・令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会の設置について
開会挨拶の後、農林水産省より本検討会の設置趣旨等について説明した。

2. プラスチック汚染に関する条約に係る情報提供について
農林水産省より、プラスチック汚染に関する条約交渉の状況について説明した。続いて、石動委員より、プラスチック食品接触材料等に関する各国の規制動向について説明した。

3. 容器包装プラスチックをめぐる国内外の情勢に係る情報提供について
事務局より、容器包装プラスチックをめぐる国内外の情勢について説明した。

4. プラスチック汚染に関する条約交渉に係る情報交換について
池田委員、今野委員、伊藤(彰)委員、伊藤(忍)委員、大隅委員、小栗委員、田中委員、辻脇委員、中井委員、橋場委員、中山委員、長野委員、村尾委員、藤原様(山田委員代理出席)より、PS・EPS・PSP製容器包装の優位性とその使用状況、食品の品質保持の観点から容器包装等に求められる要件、業界におけるPS・EPS・PSP製の容器包装等の使用状況および採用理由、海外における容器包装等の使用状況や日本からの輸出にあたって必要な対応、業界における容器包装等の持続可能性向上に向けた方針や具体的取組について説明を受けた。以下の意見・質疑応答があった。

- ・ アジア各国での発泡スチロールの規制は、欧州とは様相が違うという認識でよいか。

- EUの動きに連動する形で、一部のアジアの国では同じような法律を制定する動きが確認される。ただし、EUに比べると遅れている。

- ・ 欧州のヨーグルト容器にはPPが多く使われているが、日本と状況が違う理由が分かれば教えて欲しい。

- 日本では、小容量のカップヨーグルトが4つ繋がっている4ポット製品において、シート成形して一体で充填するという方法が多くメーカーで取り入れられており、素材としてはPSが採用されている。欧州ではもう少し大容量の容器が主流であり、そのためPPが多く使われている可能性がある。

- ・ 容器包装にリサイクルする際の留意点として、どの程度の添加剤が使われており、また、添加剤の種類は決められているのかどうか確認したい。

- 海外のデータはないが、日本では食品衛生法のポジティブリスト制度があり、食品用に人体に問題のない添加剤のみがリストアップされている。食品用途で使用されたプラスチックだけを集めてリサイクルをする場合は、それらの添加剤しか入っていないということになる。

- ・ 日本と欧州ではリサイクル率のカウント方法が違うと聞いたが、何か情報提供は可能か。

- 日本と欧州のリサイクル率については、日本プラスチック工業連盟が調査している。日本では85%ほど廃棄状況が把握されているが、欧州では60%ほどしか把握されておらず、欧州のように分母に把握された量だけを使用するとリサイクル率は上がる。データについては別途ご提供する。

- ・ 発泡スチロールの懸念点として、例えば、輸送時に引っかかったり摩擦が起きて一部が外れたりする等、使用時の壊れやすさ・崩壊性についての対策はどのようになっているか。一般消費者には、使用中に細かくなり、風に飛んでいくというイメージがあると思っている。

- ビーズ法の発泡スチロール容器については、海外と日本では融着率という粒と粒の結合強度への要求が異なる。海外では、最低限の強度でくっつけば良いため、場合によっては懸念いただいたような破損が発生することもあるが、日本では過剰なほどに融着率を上げているため、簡単に崩れることはない。

令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会 議事要旨

■ 第3回検討会の議事要旨は以下の通り。

1. 開会・令和6年度食品産業分野の容器包装等に係る検討会の設置について
開会挨拶の後、農林水産省より本検討会の設置趣旨等について説明した。

2. プラスチック汚染に関する条約に係る情報提供について

農林水産省より、プラスチック汚染対策に関する条約交渉の状況について説明した。続いて、石動委員より、INC5以降の動きについて説明した。以下の意見・質疑応答があった。

- ・ 米国政権からの発信が世界全体のプラスチック問題の議論に大きな影響を与えるか。

→ 影響力は大きいと考えている。

- ・ 条約締結後にも追加・修正等について継続的な議論が行われるか。

→ 現段階では不明である。

- ・ 各国のラミネート製品の禁止状況について

→ 全てのプラスチック製品を禁止する決定により複層材が包含される国、複層材を禁止するドラフトが確認される国、勧告・推奨のレベルで確認される国、フェーズアウトを検討している国が存在する。

3. 容器包装プラスチックをめぐる国内外の情勢に係る情報提供について

事務局より、容器包装プラスチックをめぐる国内外の情勢について説明した。以下の意見・質疑応答があった。

- ・ リサイクル性の評価がどのように決まるのか現段階では明らかになっているのか。

→ 今後委任法が決まるため、その内容を確認して考えることになる。

- ・ 再生材含有率にケミカルリサイクル由来の再生材が含まれる可能性はあるのか。

→ SUP指令では、PETボトルやPET以外のボトルへの再生材要件にケミカルリサイクルを含めるという声が欧州から聞こえる。自動車に関するELV規則案についても、欧州議会においてケミカルリサイクルとバイオマスプラスチックも再生材の対象に加える案が出された。いずれも正式決定ではないが、PPWRにおいてもそのような動きがある可能性がある。

4. 複層材に係る情報提供について

まずは、永井委員より①バリア機能に必要な素材、②バリア機能の発展の歴史、③バリア機能を維持しながらリサイクル性を高める事例について説明を受けた。次に、石谷委員、田中委員、長野委員、逸見委員より①複層材の素材と構成の考え方、②複層材の使用実態、③海外における複層材の使用状況、④複層材の持続可能性向上に向けた取組及び今後必要な展開について説明を受けた。最後に、赤崎委員、尾関委員、川崎委員、武田委員、松永委員より①食品の品質保持の観点から容器包装等に求める要件、②海外における複層材の使用状況、③複層材の持続可能性向上に向けた取組及び今後必要な展開について説明を受けた。以下の意見・質疑応答があった。

- ・ 賞味期限等の包装材のスペックは企業間の競争または顧客からの要望のどちらから生まれたものであるのか。

→ (複数の委員から回答)

- ・ 消費者や食品メーカーからの要望である。

- ・ 災害備蓄の観点で地元の食材を使用して数年間持たせることを目指す場合もある。

- ・ 食品メーカーと容器メーカーが協力した取組である。

- ・ コンビニ業界では人手不足の対策として、サラダ等の日配品の生鮮機能を持たせて、1日の配送回数を減らすという要望もある。